

秋田県開発審査会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県開発審査会条例(昭和45年秋田県条例第22号)第6条の規定に基づき、秋田県開発審査会(以下「審査会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、審査会を招集しようとするときは、やむを得ない場合のほか、会議の3日前まで会議の案件、日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第3条 委員は、招集を受けた場合において、事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(議長)

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(委員以外の出席)

第5条 会長は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「法」という。)に定めるもののほか、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を述べ、又は説明させることができる。

(除斥)

第6条 委員は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第78条第7項に該当するときは、当該裁決に関する議事に入る前に、議長に申し出なければならない。

(専決)

第7条 次に掲げる事項は、会長の専決とする。

一 法第21条の規定により相当の期間を定めて、補正を命じること。

二 法第22条第1項の規定により、審査請求書の副本を処分庁に送付すること。

三 法第24条の規定により、参加人として当該審査請求に参加することを許可し、求めること。

四 法第25条第2項の規定により、審査請求人又は参加人が補佐人とともに出頭することを許可すること。

五 法第26条ただし書きの規定により、証拠書類又は証拠物を提出すべき期間を定めること。

六 法第27条の規定により、その知っている事実を陳述させ、又は鑑定を定めるため参考人として、審査会に出頭することを求めること。

七 法第28条の規定により、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求めること。

八 法第33条第3項の規定により、閲覧の日時及び場所を指定すること。

九 法第34条第4項の規定により処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる回復困難な損害を避けるため緊急の必要があると認められる場合において執行停止すること。

十 法第36条の規定により、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離すること。

(公開)

第8条 会議は都市計画法第50条第3項の規定による口頭審理を除き、非公開とする。ただし、会長の許可を得たものについては、この限りではない。

(会議録等)

第9条 会長は、審査会の日時、出席した委員等の氏名、会議の経過その他審査会の概要を記載した会議録並びに陳述、鑑定、検証及び審尋の概要を記載した記録等を作成し、保管しなければならない。

2 前項の会議録には、会長の指名した2人の委員が署名押印するものとする。

附則 (略)